

加古川市いじめ防止対策評価検証委員会からの助言・意見等に基づく改善基本5か年計画の展開

年度	回	月日	実施内容	評価検証委員会からの主な助言等	次年度の展開
平成30	1	7/21	●改善基本5か年計画の説明 ●今年度の取組の説明	◆市教委及び学校に対する批判的なパートナーとして、専門的立場から厳しい指摘を行う ◆P D C Aサイクルを回して、5年間でよりよい計画へ昇華させる ◆最終的にはいじめ防止対策から、よりよい学校経営、学級経営の実現を目指す	●子どもの権利条約第6条(生きる権利)、12条(参加する権利)の内容を改善基本5か年計画に記載 ●いじめの正確な認知の推進を改善基本5か年計画の重点取組に記載 ●スクールサポートチームによる学校支援の充実を改善基本5か年計画の重点取組に記載 ●評価検証委員の生徒会・児童会代表者ミーティング等の参観を実施 ●スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置
	2	9/18	●1学期の評価検証	◆子どもの主体的な取組につなげる ◆普段の子どもと違う面に気付くことが大切である ◆成功事例を全学校と共有する	
	3	2/20	●2学期の評価検証 ●次年度計画案の説明	◆生徒会・児童会代表者ミーティングの参観を希望する ◆取組プロセスの具体例を示してほしい ◆子どもの権利条約の第6、12条を計画に盛り込んでほしい ◆市教委の取組を外部へ発信してはどうか ◆「活動プロセス」「活動成果」「具体的な事例」「現場」の見える化に留意してほしい	
令和元	1	5/29	●前年度3学期の評価検証 ●前年度年間の評価検証 ●今年度の改善基本5か年計画及び取組の説明	◆いじめ防止に向けて、より効果的・効率的な方策を追求していく ◆いじめ認知プロセスを大切にしてほしい ◆子どもの権利条約を学ぶ機会や教員研修に取り入れてほしい ◆加害側児童生徒への支援や手立てが重要である	●持続可能ないじめ防止対策の構築を改善基本5か年計画の重点取組に記載 ●学校支援に向けてアセスのマークシート方式の導入 ●学校支援カウンセラーの対応日数拡充(平日の午後アフターチーム) ●児童生徒のS O Sの早期発見・早期対応に向けてネットパトロールの実施
	8/26	●生徒会・児童会代表者ミーティング			
	9/1	●いじめ防止市民フォーラム			
	2	9/25	●1学期の評価検証	◆生徒会・児童会代表者ミーティングの取組を子どもたちが学校に広めることが大切である ◆いじめを受けた子どもの傷の深さに寄り添った対応が必要である ◆アセスの非侵害的関係の数値の低い児童生徒への対応の検討が必要である ◆子ども同士が支え合うことができることが大切である ◆実践を学び合う機会や実践を交流し合う機会を設けてはどうか	
令和2	3	2/19	●2学期の評価検証 ●次年度改善基本5か年計画案の説明	◆加害側・被害側の心を成長させていくことが大切である ◆いじめを訴える力、仲裁者を育てる視点で関わってほしい ◆発達段階や個人の特性を考慮した対応をしてほしい	●学校運営協議会との連携による活動の推進を改善基本5か年計画の重点取組に記載 ●学校外施設とのいじめ防止対策の連携を改善基本5か年計画に記載 ●子ども向け相談行動促進(自殺予防教育)の充実を改善基本5か年計画に記載 ●ネットいじめ、子どものS O Sやトラブルの未然防止、早期発見・早期対応の推進を改善基本5か年計画に記載 ●学校支援ソーシャルワーカー(社会福祉士)の配置
	1	5/20	【書面で開催】 ●前年度3学期の評価検証 ●前年度年間の評価検証 ●今年度の改善基本5か年計画及び取組の説明	◆顕在化した課題を報告してほしい ◆対応事例を紹介してほしい ◆事務の効率化を目指しスクラップ&ビルトが必要である ◆いじめの定義を保護者へ周知してほしい ◆ケース会議の意義について検討すべきである ◆学校の課題を学校管理者等へ直接聞いてみたい ◆いじめ防止対策の枠組みを越えて、子どもの権利条約を踏まえた計画が必要である	
	8/17	●相談行動促進研修会			
	2	12/7	【リモートで開催】 ●1学期の評価検証 ●新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童生徒へのサポート体制	◆教員と児童生徒が語り合える雰囲気の醸成に努めてほしい ◆スクールカウンセラーとの連携強化やための予算措置を検討してほしい ◆アセスの非侵害的関係の値に注目して対応していることは評価できる ◆教師と児童生徒が向き合える時間の確保のため、行事や事業の精選に取り組む必要がある	
令和3	3	2/16	【リモートで開催】 ●2学期の評価検証 ●次年度計画案の説明	◆いじめの認知を高めていく視点、施策が大切である ◆取組状況の量的分析が多いため、質的分析の視点を入れてほしい ◆人権や命を尊重する豊かな心を育むため、子ども、保護者、教職員が一緒に考える必要がある ◆改善基本5か年計画の理念や思想を確認することが大切である	●継続的ないじめ防止対策の確立を改善基本5か年計画の重点取組に記載 ●いじめの正確かつ積極的認知の推進を改善基本5か年計画の重点取組に記載 ●スクールサポートチームの体制強化による学校支援の推進を改善基本5か年計画の重点取組に記載 ●相談行動促進(自殺予防教育)の研修及び学習の充実を改善基本5か年計画の重点取組に記載 ●子ども達が安心できる居場所の構築を改善基本5か年計画の重点取組に記載
	1	5/19	【リモートで開催】 ●前年度3学期の評価検証 ●前年度年間の評価検証 ●今年度の改善基本5か年計画及び取組の説明	◆スクールソーシャルワーカーの力量の差を埋める手立てを検討していただきたい ◆いじめと不登校の関係においてデータを取り検証いただきたい ◆いじめの認知過程について事例を明確にし教訓化できるデータにしていただきたい ◆学校評価において関係者からの評価徹底とP D C Aサイクルの確認が必要である ◆子どもの権利条約が改善基本5か年計画に反映されており評価できる ◆学校対応事例を質的分析するため、非公開での評価検証委員会の実施を検討いただきたい	
	2	10/13	【対面とリモートで開催】 ●1学期の評価検証 ●学校での対応事例(非公開)	◆校則の意義を生徒自身が積極的に考えることは重要で教師が舵取りしていただきたい ◆これまでの関係機関との連携状況をデータで示してほしい ◆児童会・生徒会から出た意見を各学校でも広げていく視点が大切である ◆いじめが認知されないことが一番危険なため、積極的認知を推進いただきたい	
令和4	3	2/14	【リモートで開催】 ●2学期の評価検証 ●次年度改善基本5か年計画案の説明 ●学校での対応事例(非公開)	◆コミュニケーション能力を高める取組は大切であるが、ネガティブな気持ちを受け止め丁寧に対応して欲しい ◆福祉的支援のニーズが高まっており、市教委だけではなく、市長部局も交えた体系的な支援の在り方についても今後考えていく必要がある ◆5か年計画終了後のいじめ防止対策をどのようにすすめていくか、最終年1年間で評価検証委員会も協力しながら考えていきたい	●いじめ防止基本方針の改定 改善基本5か年計画に基づき、いじめ防止対策の改善に向けて取り組んだ実績を継続するために、基本方針を5年ぶりに改定し、未来に向けた「切れ目のないいじめ防止対策」の確率を目指す ●いじめ防止対策計画の策定 基本方針に基づき、対策計画を策定する ●いじめ防止対策プログラムの策定 対策計画に基づき、対策プログラムを策定する ●学校の基本方針の改定、対策プログラム(全体計画・年間計画)の策定
	1	5/31	●前年度3学期の評価検証 ●前年度年間の評価検証 ●今年度の改善基本5か年計画及び取組の説明 ●学校での対応事例(非公開)	◆不登校数の急激な増加やS N S投稿の事案一つひとつの背景に何があったのかを確認いただきたい ◆コロナの影響で不登校やいじめがどの程度発生したのか、今後どうなるのかを見守る必要がある ◆全児童生徒を対象とした教育相談は、形骸化しないように取り組んでいただきたい ◆学校及び市教委のいじめ防止対策を他の自治体に水平展開していただきたい ◆いじめの基本認識については、全教職員及び児童生徒に意識をもってもらいたい	
	2	10/17	●1学期の評価検証 ●改善基本5か年計画終了後のいじめ防止対策の方向性 ●学校での対応事例(非公開)	◆アセスの要支援領域でない児童生徒に対しても声掛け等で掘り起こしていくことが大事である ◆いじめは子ども達が自主的に解決することが望まれ、教職員が後方支援するスタンスが子ども主体という観点からも大事である ◆いじめの未然防止をするうえで、教師の同僚性を確保することを学校経営の中で重要な視点として位置付けていただきたい ◆学校の年間スケジュールにおいて、命を守ることに関わる取組を最初に行うべきである ◆保護者対応するうえで、法に規定するいじめの定義の家庭での理解が重要である ◆部活動の地域移行など、学校管理外でのいじめ対策を検討する必要がある ◆発達障害がある児童生徒への理解とその児童生徒に対するいじめや不登校対策を考えていきたい ◆児童の権利条約の理念を確認したコミュニティを形成することが必要である	
	3	2/20	●2学期の評価検証 ●改善基本5か年計画終了後のいじめ防止対策(市いじめ防止基本方針改定案・いじめ防止対策計画策定案・いじめ防止対策プログラム策定案) ●学校での対応事例(非公開)	◆教師が子どもと向き合うことで、子どもの困り感が実感できる。そのことが教師のスキルアップにつながると考えている。 ◆ネットいじめは、保護者の協力が必要となるため、学校は年度当初に保護者へ協力を依頼してはどうか。 ◆学校は重大事態を積極的に認定し対応することで、いじめ対応に関する調査方法を学ぶことができる ◆いじめの基本認識の周知が重要である。いかなる理由があろうとも、いじめを認知する姿勢が大事である ◆S N Sを介した性的な事案が多く発生していることから、いじめの基本認識の中に「公表罪」も必要ではないか ◆重大事態が発生した際は、実態調査と学習支援が両輪となって対応すべきであることから、基本方針の「重大事態への対処」に記載してはどうか	